

動産総合保険 重要事項のご説明



【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- この書面は、動産総合保険に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みくださいますようお願いいたします。
- お申込みいただく際には、保険申込書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
- この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合（被保険者が複数にわたる団体契約を含みます）は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

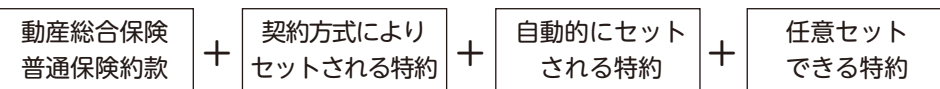
I. 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

契約概要

この保険は、保険の対象である動産について、偶然な事故により発生した損害を補償する保険です。
普通保険約款に各種特約をセットしてご契約いただきます。契約方式および保険の対象により、自動的にセットされる特約やセットできない特約があります。



補償の種類	契約方式によりセットされる特約	自動的にセットされる主な特約	任意セットできる主な特約
特定危険のみ補償対象	次の「(2)主な契約方式とセットされる特約」をご覧ください。	・加工中の限定危険補償特約 ・吹込み・雨漏り損害限定補償特約	・修理危険補償特約 ・全損のみ補償特約
特定危険のみ補償対象外		・臨時費用対象外特約	・風災危険対象外特約
補償範囲の拡大		—	・オールリスク修理付帯費用保険金補償特約
その他の補償		・テロ行為等対象外特約	・免責金額特約

(2) 主な契約方式とセットされる特約

契約概要

契約方式に応じて所定の特約等がセットされ、普通保険約款に対して次の内容が追加されます（記載のない事項は普通保険約款に準じます）。

契約方式	契約方式の内容		特約
特定動産契約	個人または法人、個人事業主が所有する特定の動産を保険の対象とする契約方式で、所在場所不特定方式と所在場所特定方式があります。保険金額は、対象とする動産を特定し1個または1組ごとに設定します。	—	—
	所在場所不特定方式	所在場所を特定せず、日本国内または保険証券に記載された補償地域で補償します。	—
所在場所特定方式	収容建物または所在敷地内により特定した保険証券に記載された保管場所内のみ補償します。	特定動産所在場所特定契約方式特約	
商品・在庫品契約（普通契約方式）	流通過程にある商品、在庫品を保険の対象とする契約方式です。保険証券に記載された保管場所および運送区間において保管または運送されている間に発生した損害を補償します。		商品普通契約方式特約
現金・小切手・有価証券契約（普通契約方式）	保管中、輸送中の現金・有価証券を保険の対象とする契約方式です。保険証券に記載された保管場所および運送区間において保管または運送されている間に発生した損害を補償します。		現金・小切手普通契約方式特約

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
カスタマーセンター

0120-721-101 (無料)

- 受付時間 平日9:00～17:00
- 土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。

事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

0120-985-024 (無料)

- 受付時間 24時間365日
- おかけ間違いにご注意ください。
- IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

指定紛争解決機関

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕 0570-022-808

- 受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/)

契約方式	契約方式の内容	特約
展示契約 (展示一貫契約 (A号特約))	展示会・見本市などの出品物を保険の対象とする契約方式です。保険証券に記載された展示場所・保管場所および運送区間において展示・保管または運送されている間に発生した損害を補償します。	展示品契約 特約(A)
巡回販売契約 (期間建契約 (A号特約))	不特定の場所を巡回して販売する商品を保険の対象とする契約方式です。巡回販売の目的で保険証券に記載された保管場所から搬出された時からもとの保管場所に搬入されるまでの間に発生した損害を補償します。	巡回販売契約 特約(A)
ガソリンスタンド 包括契約	ガソリンスタンド敷地内に所在する機器(注)、現金・商品、ガラスを包括的に保険の対象とする契約方式です。ガソリンスタンド敷地内機器は基本契約に準じて保険金をお支払いしますが、現金・商品は盗難による損害、ガラスは偶然な事故による破損の損害に対して保険金をお支払いします。 (注)給油機(ポータブルを含み、地下または建物内の配管を除きます)、洗車機、オートリフト、コンプレッサー、スチームクリーナー、看板等をいいます。	ガソリンスタンド 包括契約特約

※このほか、製造・販売した特定の商品を保険の対象とする「商品付帯契約」、リース・レンタルする物件を保険の対象とする「リース・レンタル契約」等の契約方式があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(3) 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等 契約概要 注意喚起情報

① 基本となる補償

保険金をお支払いする主な場合と保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。

詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
損害保険金	偶然な事故によって保険の対象に発生した損害 (例)火災、落雷、破裂・爆発、盗難、航空機の墜落・接触または航空機からの物体の落下、車両の衝突または接触、その他外来の偶然な事故による損害	①保険契約者、被保険者またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失等による損害 ②①に規定する者以外の保険金の受取人またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失等による損害。ただし、他の者が受け取るべき金額を除きます。 ③保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と世帯を同じくする親族の故意による損害 ④保険の対象の欠陥による損害 ⑤保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
残存物取片づけ費用保険金	事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(注) (注)取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。	⑥加工着手に発生した損害。ただし、自動セットされる「加工中の限定危険補償特約」により、加工着手から加工終了までの間の損害に対しては、火災、落雷、破裂または爆発、風災等に限定して、保険金をお支払いします。
損害防止費用	事故発生時に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用	⑦地震、噴火、津波によって発生した損害(これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して発生した損害を含みます) ⑧核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性によって発生した損害 ⑨台風・暴風雨・豪雨等による洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による損害 ⑩電気的事故・機械的事故による損害
権利保全行使費用	事故発生時に、当社が取得する損害賠償請求権その他の債権の保全および行使に必要な手続きのために支出した費用	

権利保全行使費用	①修理・清掃等の作業上の過失等による損害 ②詐欺・横領・紛失・置忘れによる損害 など
----------	--------------------------------------------------

※臨時費用対象外特約が必ずセットされるため、臨時費用保険金はお支払いできません。

② お支払いする保険金の額 契約概要 注意喚起情報

保険金の種類	お支払いする保険金の額	
損害保険金	$\text{損害の額} \times \frac{\text{保険金額(注1)}}{\text{保険価額}} \quad \langle \text{保険金額(注1)限度} \rangle$	
	<p>保険証券に免責金額の記載がある場合は、免責金額を差し引きます。ただし、全損(注2)の場合および火災、落雷または破裂もしくは爆発による事故の場合は、差し引かれません。</p> <p>【損害の額】 損害の額は保険価額(注3)によって定めます。損害が生じた保険の対象を修理することができるときには保険価額(注3)を限度とし、次の算式によって算出した額とします。</p> $\text{修理費(注4)} - \text{修理によって保険の対象の価額(注5)} - \text{修理に伴って生じた残存物が増加した場合はその増加額(注6)} - \text{修理がある場合はその価額}$ <p>(注1) 保険金額が保険価額(注3)を超える場合は保険価額(注3)とします。 (注2) 損害の額が保険価額(注3)以上の場合または保険の対象を積載している輸送用具の行方が60日間わからない場合などをいいます。 (注3) 損害の生じた地および時における保険の対象の価額(注5)をいいます。 (注4) 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 (注5) 再調達価額(注7)から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額(注6)を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材の場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等のものを再作成または再取得するのに要する額(注8)をいい、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 (注6) 保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額(注7)の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額(注7)の90%に相当する額を限度とします。 (注7) 保険の対象と同種のもを再築または再取得するのに要する額をいいます。 (注8) 再作成または再取得するのに要する額がその保険の対象の損害が生じた地および時における市場流通価額を上回る場合には、市場流通価額とします。</p>	
残存物取片づけ費用保険金	実費	ただし、損害保険金の10%に相当する額が限度となります。
損害防止費用	実費	ただし、保険金額(注)から、損害保険金を差し引いた額が限度となります。 (注) 保険金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。
権利保全行使費用	実費	

③主な特約の概要

契約概要

特約には次の2種類があり、それぞれ主な特約とその概要を記載しています(別に定める保険料の払込みが必要となる場合があります)。詳細および記載のない特約については代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

ア.ご契約時のお申出にかかわらず、保険種類やご契約条件に応じて自動的にセットされる特約(自動セット特約)

イ.ご契約時にお申出があり、当社が引き受ける場合にセットされる特約(任意セット特約)

	特約名	特約の概要
自動セット特約	加工中の限定危険補償特約	普通保険約款で補償対象外となっている保険の対象の加工着手から加工終了までの間の火災、落雷、破裂または爆発、風災等による損害に対して、保険金をお支払いします。
	吹込み・雨漏り損害限定補償特約	台風、旋風、暴風、竜巻などによる雨などの吹込みまたは雨漏りによって発生した損害に対しては、保険の対象を保管する建物またはその開口部が直接破損したために発生した場合に限り、保険金をお支払いします。
	臨時費用対象外特約	臨時費用保険金を補償の対象外とします。
任意セット特約	修理付帯費用保険金補償特約	火災、落雷または破裂もしくは爆発の事故により保険の対象に損害が発生した結果、その保険の対象の復旧にあたり、当社の承認を得て支出した損害の原因調査費用や仮修理費用等の必要かつ有益な費用に対して、修理付帯費用保険金をお支払いします。ただし、居住の用に供する部分または営業用倉庫敷地内にある保険の対象にかかわる費用に対しては、修理付帯費用保険金をお支払いできません。
	オールリスク修理付帯費用保険金補償特約	修理付帯費用をお支払いする事故を「火災、落雷、破裂・爆発」に限定せず「損害保険金をお支払いする事故」に拡大して、修理付帯費用保険金をお支払いします。
	免責金額特約	1回の事故によって発生した損害の額が免責金額を超える場合に限り、その超過額に対して損害保険金をお支払いします。ただし、全損の場合および火災、落雷、破裂または爆発による事故の場合を除きます。

④複数のご契約があるお客さまへ(補償が重複する可能性のある特約のご注意)

注意喚起情報

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

⑤保険の対象

契約概要

保険の対象は次に記載するものを除く動産です。ただし、一部の動産についてはお引き受けできない場合があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

1. 自動車(ただし、次の①から④は除きます。)

- ①工作車
- ②構内専用車(道路運送車両法に規定する登録、車両番号の指定または市区町村長(東京都特別区の場合は都知事)交付の標識を受けていない車両をいいます)
- ③二輪自動車・原動機付自転車(火災、落雷、破裂・爆発、風・雹・雪災、盗難による損害に限りです)
- ④自動車に付随するもの

2. 船舶(ヨット、モーターボートおよびボートならびに船舶に付随するものを除きます)

3. 航空機(航空機に付随するものを除きます)

⑥保険金額の設定

契約概要

損害保険金は、保険の対象の保険価額と保険金額の割合で、保険金額を限度としてお支払いします。保険金額を保険価額より低く設定されますと、その割合に応じて保険金が削減されますのでご注意ください。また、保険価額を超えて設定した場合、その超過分は、保険金のお支払対象になりませんのでご注意ください。

お客さまのご契約の保険金額等お引受条件につきましては、保険申込書をご確認ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(4) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

① 保険期間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます)は1年間です。また、1年を超える長期契約、1年未満の短期契約も条件により可能です。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

② 補償の開始

始期日の午後4時(保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に開始します。

③ 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

2 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、契約方式、保険金額、保険期間、保険の対象の所在地、保険の対象を収容する建物等の構造、セットする特約等により決まります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。また、実際に払い込んでいただく保険料につきましては、保険申込書をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

①ご契約時の保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります。また、代理店・扱者によっても取扱いができない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただきます(注1)。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください(注2)。

【○:選択できます ×:選択できません】

主な払込方法	分割払		一時払
	一般分割払(注3)	大口分割払(注4)	
口座振替	○	○(注7)	○(注8)(注9)
クレジットカード払(売上票方式)(注5)	○(注10)	○	○(注9)
払込票払(注6)	×	×	○(注8)
直接集金	×	○	○

(注1)ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。

(注2)お勤め先や所定の集団と当社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、集団扱での払込方法をご選択いただけます。また、団体契約の場合は、保険料の全額を一括して払い込んでいただきます。

(注3)保険料割増が適用されます。

(注4)一時払保険料が20万円以上の場合に選択できます。

(注5)保険契約者が個人の場合は、保険契約者のクレジットカードに限りです。

(注6)保険料の額によっては利用できない場合があります。

(注7)口座振替ができるのは保険期間が1年間かつ12回払のみとなります。

(注8)短期契約(保険期間1年未満)の場合は選択できません。

(注9)契約方式によって、選択できない場合があります。

(注10)初回保険料のみ選択できます。

②ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合、始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害については、保険金をお支払いできません。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

キャッシュレスで払い込む場合、保険料は払込期日までに払い込んでいただきます。払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌月末日(注)までに保険料を払い込んでください。払込期日の翌月末日(注)までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注)口座振替のご契約については、保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合は、払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

3 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

II. 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

(1) 保険契約者または被保険者になる方には、保険申込書(注)の記載事項について、ご契約時に事実を正確にお申出いただく義務(告知義務)があります。

(注)ご契約時に当社に提出していただく書類で、ご契約に必要な内容を記載した付属書類を含みます。

(2) ご記入いただいた保険申込書の記載事項のうち、次に記載する危険に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、お申出いただかなかった場合や、お申出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります(下記②のみに該当した場合は、保険金のお支払いへの影響はありませんが、ご契約が解除されることがあります)。ご契約に際して、今一度お確かめください。

危険に関する重要な事項

- ① 保険申込書の※印がついている項目に記載された内容(下記②を除きます)
- ② このご契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約に関する情報

2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について)

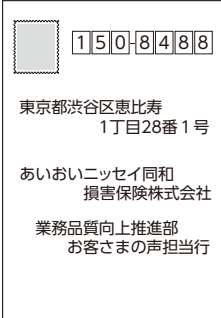
注意喚起情報

(1) 保険期間が1年を超えるご契約について

は、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます)を行うことができます。クーリングオフは、右図のような書面でお申出ください。お申出が可能な期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、当社へ郵送してください(8日以内の消印有効。代理店・扱者、仲立人ではお申出を受け付けることはできません)。

以下のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年以下のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 質権が設定されたご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 通信販売特約に基づき申し込まれたご契約

表面〔宛先〕	裏面〔記載事項〕
	<ol style="list-style-type: none">① ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言② 保険契約者の住所・署名・電話番号③ 契約申込日④ 保険種類⑤ 証券番号または領収証番号⑥ ご契約の代理店・扱者名⑦ ご契約の取扱営業店名

- (2) クーリングオフのお申出の前に、既に保険金をお支払いする事由が発生していた場合は、保険金をお支払いします。
- (3) クーリングオフの場合には、既に払い込んでいただいた保険料はお返しします。また、代理店・扱者、仲立人および当社はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日)からクーリングオフのお申出までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

Ⅲ. 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等(契約締結後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生した場合、遅滞なく代理店・扱者または当社まで連絡する義務(通知義務)があります。
- ただし、特殊な危険を補償する特約をセットいただく場合は、次に記載する通知事項が発生する前にあらかじめご連絡をいただく場合があります。なお、詳細は普通保険約款・特約集等に記載されている各種特約をご参照ください。

通知事項

- ① 保険の対象の保管場所または設置場所を変更した場合
- ② 保険の対象の主たる保管場所または設置場所の構造または用途を変更した場合
- ③ 保険の対象の補償地域(運送区間を含みます)を変更した場合
- ④ 上記のほか、特約において代理店・扱者または当社に通知すべき旨定められている事実が発生した場合

保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、上記の通知事項について遅滞なくご連絡いただけなかった場合、保険期間の途中であってもご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないこと(注)がありますのでご注意ください。

(注) ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限りです。

- (2) その他次のような事項が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- ① 譲渡・売却などにより保険の対象の名義を変更した場合
- ② 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合

- (3) 次に掲げる場合においては、保険の対象がこの保険の引受範囲を超えてしまうため、保険期間の途中であってもご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。この場合において、当社の取り扱う他の商品でお引受けできるときには、改めてご契約し直すことができますが、本商品と補償内容が異なる場合があります。

・ 保険の対象の所在地が日本国外となった場合

2 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合には、代理店・扱者または当社までお申し出ください。解約の条件によっては、当社の定める規定により保険料を返還、または未払込保険料等をご請求することがあります(「初回保険料口座振替特約」とあわせて、「保険料一般分割払特約」または「保険料大口分割払特約」をセットした契約については、原則として追加請求が発生します)。

また、ご契約を解約する場合、払い込んでいただいた保険料が保険証券記載の最低保険料未満のときは、その差額を請求することがあります。なお、返還される保険料があっても多くの場合は、払い込んでいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約は継続することをご検討ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

3 無効、失効、取消について

次の事由に該当した場合について、既に払い込んでいただいた保険料の取扱いは以下のとおりです。

- (1) 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んでいただいた保険料は返還できません。
- (2) 保険契約者または被保険者が保険の対象を譲渡した場合、または保険の対象の全部が失われた場合は、この保険契約は失効となります。この場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します(注)。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- (注) 後記「その他、留意していただきたいこと」**8 保険金支払後の保険契約**に該当する場合は取扱いが異なります。
- (3) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消となることがあります。既に払い込んでいただいた保険料は返還できません。

4 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

その他、留意していただきたいこと

1 取扱代理店の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

2 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は分担割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

3 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、個人等といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

4 個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害

保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

5 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません(下記②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合を除きます)。

- ①保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害を発生させた場合
- ②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合 など

6 継続契約について

- (1)著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- (2)当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なることまたはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

7 万一、事故が発生した場合のご注意

(1)事故の発生

- ①事故が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ②このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。

(2) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、当社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(3) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者には、下表のうち当社が求める書類を提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(1) 当社所定の保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）	
(2) 保険証券	
(3) 当社所定の損害（事故）状況報告書	
事故日時、発生場所、事故状況、事故原因、応急修理の有無、本修理の内容等を申告される書類をいいます。また、損害（事故）状況を確認するためにこの報告書のほか（5）①、④に掲げる書類も提出していただく場合があります。	
(4) 保険金請求権をもつことの確認資料	
書類の例	・委任状 ・印鑑証明書、資格証明書 ・商業登記簿謄本 ・法人登記簿謄本・戸籍謄本 など
(5) 保険の対象に発生した損害や費用等に関する保険金の支払いをご請求いただく場合に必要となる書類	
① 損害の発生を証明する書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書等）またはこれに代わる書類 ・所轄警察署の発行する盗難届出証明書またはこれに代わる書類 ・運送経路を示す書類 ・従業員であることを示す書類（従業員名簿、社員証写し等） ・現金出納帳等の帳簿 ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真 など
② 損害の額を証明する書類	
書類の例	・修理見積書、請求明細書、領収書、損害明細書 ・損害内容申告書 ・被害品の価格証明書（購入時の領収書・保証書・仕様書） ・図面（配置図、建物図面） ・仕入売上伝票、出入庫伝票、棚卸台帳、在庫高帳 ・損害防止に支出した費用を示す書類 ・支出した費用の額を示す書類（領収書、請求書） など
③ この保険契約に質権が設定されている場合に必要書類	
書類の例	・質権直接支払指図書 ・質権者の保険金請求書 ・質権の債権額現在高通知書 ・保険金支払先確認書 など
④ その他の書類	
書類の例	・権利移転書 ・調査同意書（当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） など

(4) 保険金のお支払時期

当社はお客さまより保険金請求書類を提出していただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、当社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(5) 保険金の代理請求

意思判断能力を著しく失った場合等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の親族が代理人として被保険者に代わって保険金を請求できる場合があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(6) 保険金請求権の時効

保険金の請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金の請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

8 保険金支払後の保険契約

損害保険金の支払額が、1回の事故につき、保険金額(注)に相当する額となった場合、保険契約はその保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。保険金額(注)に相当する額とならないかぎり、保険金のお支払いが何回あっても、保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

(注) 保険金額が保険の対象の保険価額を超える場合は、保険の対象の保険価額とします。

9 保険料の精算について

(1) 保険料が在庫高等の見込数値に対する割合によって定められている場合は、これらの数値が確定した後、保険料の精算を行う必要があります(注1)。保険料の精算の際には、保険料を算出するために必要な資料(注2)を当社に提出していただきます。

(2) 保険期間終了時に実績数値に基づき算出された確定保険料と暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を精算させていただきます。確定保険料が保険証券記載の最低保険料未満の場合は、暫定保険料と最低保険料との差額を精算いただきます(別に約定した場合を除きます)。

(注1) ご契約を解約される場合にも、保険料の精算を行う必要があります。

(注2) 当社様式による通知書、実績数値の記載がある保険契約者または被保険者作成資料の写しなどを行います。